

子どもが安心して学べる学校をめざして

# 学校安全全国ネットワーク 第6回総会・第20回公開学習会

日時 2018年6月30日(土) 午後2時30分～5時

❁ 第1部 総会及びNPOH法人設立総会 (午後1時～2時) ☆受付時間 午後12時45分

❁ 第2部 公開学習会 (午後2時30分～5時30分) ☆受付時間 午後2時15分

会場 早稲田大学文学学術院 33号館16階 第10会議室  
参加費 会員 700円 一般参加者 1,000円  
学生会員 300円 一般学生 500円



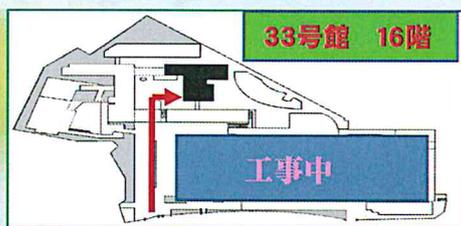
講演会終了後、ささやかな懇親会を開催します。お気軽に参加ください！

## 講演テーマ

第三者調査委員会の現状とこれから  
— いじめ防止対策推進法制定5周年をむかえて —

講師 野村武司さん

(東京経済大学教授・子どもの権利条約総合研究所副代表)



正門

- ☆ 東京メトロ東西線  
「早稲田駅」徒歩5分
- ☆ JR山手線・西武鉄道線  
高田馬場駅から  
早稲田正門前行バスで  
「馬場下町」下車

ご連絡・お問い合わせは 学校安全全国ネットワーク

〒102-0072 東京都千代田区富士見2-7-2-1706 南北法律事務所内

TEL 03-3511-5070 FAX 03-3511-5784

Email : uta@yoko-no-heya.jp

Http://sakouanzen-network.com



## 総会講演・公開学習会のご案内

いま、日本の社会においては、財務省のセクハラ問題を含めて、人権侵害等の事件が発生した際には、第三者的な立場のシステム、機関が事実の解明や、再発防止のための原因究明をしていくことが求められてきています。

日本の学校社会においても、いじめや体罰、学校災害やセクハラ、暴言などによって子どもたちが傷つけられ、自死に追い詰められています。その事実の解明や再発防止のための原因究明などは、学校や教育委員会などの当事者だけでは解決が困難なことが少なくありません。

この6月28日に、制定5周年をむかえる「いじめ防止対策推進法」では、学校、教育委員会で原因が解明されない場合に、第三者の調査機関を設けることが28条でうたわれており、法の施行を受けていじめ問題の事実調査、原因究明において実際の第三者調査委員会が設置されることが多くなりました。

かつては、遺族、被害者家族にとって、こうした事実解明や再発防止は裁判所という司法の第三者機関に委ねるしかなく、結果的には学校事故対応は、裁判対策が優先されてしまう傾向が強くなりました。しかし、裁判で子ども、保護者と学校、教育委員会が原告・被告として対決することは、必ずしも望ましいとは言えません

その意味では、この第三者調査委員会が、裁判解決とは異なる場面で事実解明、原因究明を行っていくことが大いに期待されます。もちろん現在、第三者調査委員会は、教育委員会の「幕引き」的に利用されることもあります。現時点でその真価が問われているといえます。

今回の公開学習会は、いじめ問題を中心として多数の第三者調査委員会に参加し、その制度的な問題に意識を強く持たれている野村武司教授に報告をお願いしました。

奮ってご参加ください。

講演会終了後、ささやかな懇親会を開催します。



お気軽に参加ください！

